

## ◆ 学校において予防すべき感染症について

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすことになります。そのため、学校保健安全法では、感染症の予防のため、出席停止等の措置を講じることとされています。

○学校保健安全法（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

### 学校感染症と出席停止期間（学校保健法施行規則）

種別	疾患名	出席停止期間の基準
第2種	インフルエンザ* （鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

第1種※（感染症予防法の対象）は治癒するまで出席停止。  
 ※第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウィルス）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

『学校において予防すべき感染症の解説』を参考に作成

## ◆ 学校感染症にかか<sup>か</sup>った場合は

家庭（保護者） → 学校（担任） に速やかに連絡してください。

\*出席停止期間と登校の際の手続きについてお知らせがあります。

登校の際には、登校許可書（柴島高校ガイド参照）に医師の許可を得て登校する。  
 登校許可書には、発症日を含む登校禁止期間を明記してもらってください。

\*登校許可書は、本校ホームページよりダウンロードできます。

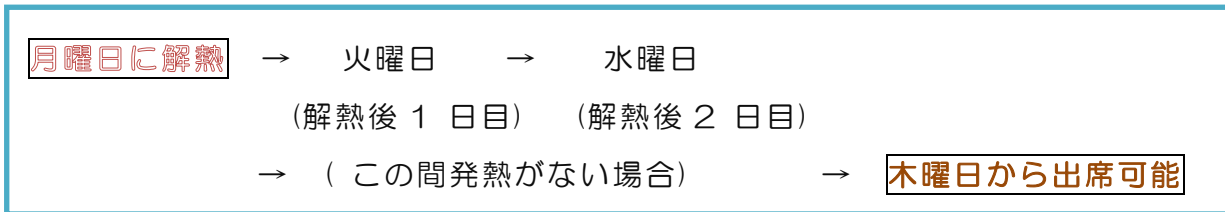
### 【参考資料1】出席停止期間の算定の考え方

文部科学省発刊

『学校において予防すべき感染症の解説』より

「〇〇した後△日 を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。



ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではありません。

### 【参考資料2】インフルエンザ出席停止期間早見表

インフルエンザ		発症日 (〇日目)	発症した後5日					発症した後5日を経過した後		
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
 事例①	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校		
 事例②	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校		
 事例③	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校		
 事例④	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校	
 事例⑤	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校

\* その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていく。